

令和5年度タイにおける兵庫県産農林水産物等プロモーション事業 業務委託 仕様書

1 目的

本県の多様な気候風土のもと生産される農林水産物・加工食品のタイ市場への販路拡大を図るため、タイの百貨店または小売店において県産品のテスト販売を実施することで県産品の認知度向上と継続的な取引、タイ市場での評価の把握につなげる。

2 名称

この業務の名称は、「令和5年度タイにおける兵庫県産農林水産物等プロモーション事業委託業務」とする。

3 委託業務の内容

(1) 参加事業者・商品選定

- ・ 希望事業者・商品の中から、現地消費者ニーズや FDA 登録等現地食品規制を考慮して、プロモーション参加事業者・商品を選定すること。
- ・ 落選した商品については、その理由と改善点を事業者へフィードバックすること。

(2) FDA 登録等のタイ輸出入規制・手続きへの対応

- ・ 商品の輸出入にあたっては、参加事業者に必要な書類の収集や指導を行い、FDA 登録やラベル対応等輸出入に必要な手続きを行うこと。

(3) 商品の輸送

- ・ 受託者任意の国内倉庫からタイ現地プロモーション実施場所への参加商品の輸送を行うこと。

(4) 一般消費者を対象としたテスト販売

- ・ 現地の百貨店または小売店において、県産品販売コーナーを一定期間設置（店舗の展示販売スペースを兵庫県用に一部借り上げて実施）し、現地で販売する適正な価格を設定した上で、一般消費者への販売（テスト販売）を実施すること。
- ・ 同時に商品説明や試食・試飲等とともに、アンケートを実施するなどして、出品された県産品の購入（消費）動向把握に努め、販売結果や現地消費者の反応を事業参加者へフィードバックすること。
- ・ 商品は買い取りまたは委託販売によってテスト販売を実施すること。
- ・ 店頭に立っての商品 PR を希望する参加事業者については、受け入れ・サポートを行うこと。

①期 間 令和5年8月から12月のうち延べ4週間以上[※]

※ 2店舗で同時期に2週間の開催なども認める

※ ひょうごの美味し風土拡大協議会（以下「当協議会」という）と調整して実施期間を決定すること

②場 所 タイ百貨店または小売店

③事業者・品目数 10事業者・10品目程度

（５）テスト販売実施店商品仕入れ責任者との商談

- ・ テスト販売後も継続的な販売に結び付くよう、テスト販売実施店の商品仕入れ責任者と商談を行うこと。
- ・ 商品仕入れ責任者の商品の評価を把握し参加事業者へフィードバックすること。
- ・ 必要に応じて参加事業者との対面での商談（オンライン含む）を実施し、取引につながるようサポートを行うこと。

（６）実施状況等の情報共有

- ・ 随時、兵庫県フェア及び商談の調整状況、実施状況、実施結果等についてひょうごの当協議会と情報共有すること。また、これらのことについて、当協議会から情報共有を求められた場合は速やかに報告すること。

（７）委託業務に係る実績報告書の作成・提出

- ・ 業務実績をとりまとめた実績報告書を委託業務完了の日から起算して 30 日を経過した日又は令和6年1月31日のいずれか早い日までに提出すること。

【記載事項】

- 仕様書、提案書に対応した実施状況・結果
- 商品ごとの販売金額・数量・売上げ等
- 商品ごとの売上げ結果に対する考察
- テスト販売及び商談で得られたアンケート結果や評価
- 商品の改善点やマーケティングのアドバイス
- プロモーション全体の総括・成果
- その他、当協議会が求める事項

4 委託期間

事業委託契約締結日～令和6年1月31日

5 その他

- ・ 委託期間内を通して、事業の円滑な推進に向けて、当協議会と連携し、情報共有を図るとともに、アドバイスを行うこと。
- ・ 本仕様書に明示がない事項については、その都度、当協議会と受託者で協議の上決定する。